

# あなた と 都税

9 月号

2016  
(平成 28 年)  
第 561 号

今月の特集は

固定資産税 & TOKYO



## 9月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内)

第2期分を9月30日(金)までにお納めください

### ●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替 (現在ご利用中の方は、9月30日(金)が振替日ですので、ご準備をお願いいたします。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード (インターネットを利用した専用サイト)

都税の納付方法

検索 

**都の災害対策** 9月1日は防災の日です。東京都では、各種の防災訓練を実施し、災害対応の習熟を図るとともに、都民、区市町村及び関係防災機関との協力体制を確立しています。写真は帰宅困難者対策訓練の様子。

主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん



お問い合わせ先：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

特集

タク  
ちゃん

# 確認してみよう！固定資産税の減免制度

固定資産税・都市計画税には税額を減免する様々な制度があります。今回は、主な減免制度の概要と種類についてご紹介します。該当するものがないか、確認してみませんか？

ケース1

## 固定資産税の減免ってなに？

ノンちゃん



そもそも減免ってどういうものなの？

タクちゃん



減免は、いったん課税された税金の全部又は一部を免除することをいうんだよ。減免は各自治体の条例で定められているから、自治体によって制度が異なるんだ。

東京都で課税しているのは23区内の固定資産だから、東京都の減免制度は23区内でのみ適用されるんだよ。23区外の固定資産は、所在の市町村に確認が必要だね。

ケース2

## 減免制度の注意点は？

ノンちゃん



減免制度の適用を受けたい場合に注意することはあるの？

タクちゃん



まず、減免の適用を受けるためには、減免の条件を満たしていることに加えて、必ず申請が必要なんだ。それと、固定資産税には、第1期から第4期までの納期限があるんだけど、減免は申請時点でまだ納期限が来ていない税額にだけ適用できるんだよ。

ただ、納期限とは異なる申請期限が特別に決められている制度もあるから注意が必要だよ。だから、減免の条件に当てはまらと思ったときには、早めに主税局のホームページや都税事務所で確認してみてね。

チェック

<減免の適用例>

～平成28年9月30日に申請した場合～

固定資産税の納期限	減免適用の可否
第1期 納期分(平成28年6月30日)	×
第2期 納期分(平成28年9月30日)	○
第3期 納期分(平成28年12月27日)	○
第4期 納期分(平成29年2月28日)	○

※特に申請期限が定められている制度もあります。

ケース3

## 被災した場合の減免制度は？

ノンちゃん



9月は台風がよく発生するし、最近では地震も多いわ。災害によって被害を受けた場合に適用される減免制度はあるの？

タクちゃん



台風等によって床上浸水が起きた場合や地震等によって建物が壊れた場合、火災にあった場合など、災害により一定程度以上の被害を受けた際に固定資産税を減免する制度があるよ。

ノンちゃん



どういう手続きが必要なのかしら？

タクちゃん



区役所や消防署(火災の場合)で発行される「り災証明書」など、被害を受けた事実が分かる資料と減免申請書を用意して、都税事務所に申請することが必要だよ。ケース2のとおり、納期限が来ていない分の税額しか減免できないから、早めに申請を行ってね。

ケース4

## 他にはどんな減免制度があるの？

ノンちゃん



他にはどういう減免制度があるのかしら？

タクちゃん



右のページで紹介しているように、耐震化のために建替え・改修を行った場合や、不燃化特区内で不燃化のために建替えた場合、あとは下記を対象とした減免制度があるよ。主税局のホームページでも紹介しているから、ぜひ一度確認してみてね。

<減免制度の対象(一部抜粋)>

- 生活保護法により生活扶助等を受ける者が所有する固定資産
- 町会事務所
- 帰宅困難者のための備蓄倉庫
- 保険医療機関が診療の用に供する家屋
- 認証保育所
- 地域のケア付き住まい

※減免事由ごとに要件が定められています。





## 固定資産税・都市計画税の耐震住宅減免 (23区内)

昭和57年1月1日以前から23区内に所在する家屋のうち、平成30年3月31日までに耐震化のための建替え・改修を行った住宅に対して、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。(一定の要件を満たす必要があります。)

<建替えを行った場合>

減免の割合	居住部分についての税額を全額減免*
適用期間	新築後新たに課税される年度から3年度分
申請期限	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

※減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

<改修を行った場合>

減免の割合	居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分までの税額を減額適用後、全額減免
適用期間	改修工事完了日の翌年度分から一定期間
申請期限	改修工事が完了した日から3ヶ月以内

**減免を受けるには、申請が必要です!**

詳細は住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。



## 不燃化特区内で適用される減免制度 (23区内)

老朽化した木造建築物が多く、地震火災などによる大きな被害が想定される木密地域の改善のため、不燃化特区内で減免制度適用による支援を行っています。

減免対象	木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの
減免の割合	居住部分についての税額を全額減免*
適用期間	新築後新たに課税される年度から5年度分
申請期限	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

※減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

**減免を受けるには、申請が必要です!**

このほかに、防災上危険な老朽住宅を除去した更地に対して適用される制度もあります。

不燃化特区については東京都都市整備局、減免制度については主税局ホームページをご確認ください。

ご存知ですか?

## ～小規模非住宅用地における固定資産税・都市計画税の減免(23区内)～

一定の要件を満たす23区内の小規模非住宅用地に対し、固定資産税・都市計画税を減免します。

減免対象	非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分 <sup>※1</sup>
減免割合	固定資産税・都市計画税の税額の2割
減免手続	まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には8月までにご案内をお送りしています。要件をご確認の上、申請してください <sup>※2</sup> 。

※1 個人または資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

※2 前年度に同一区内で減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請は不要です。

詳細は、土地が所在する区にある都税事務所の固定資産税班までご連絡ください。

## 安心・便利な口座振替をご利用ください

開始月の前月10日(土・日・休日にあたる場合はその翌日)までにお申込みください。

平成28年11月10日までにお申込みいただくと、12月の固定資産税第3期分からご利用いただけます。

☎ 主税局徴収部納税推進課 ☎ 03-3252-0955

## クレジットカードでも納付できます!

固定資産税はパソコン・スマートフォン等から、クレジットカードで納付できます。

都税クレジットカードお支払サイト

<https://zei.tokyo/> からお手続きください。

# わたしと都税



パラリンピアン(アーチェリー)  
神谷千恵子さん

東京都出身。41歳でアーチェリーに出会い、2008年北京パラリンピックのアーチェリー競技、女子個人コンパウンドオープンに出場。銀メダルを獲得。東京都身体障害者アーチェリー協会理事長。日本パラリンピアンズ協会会員。

## 東京2020パラリンピックを目指して

体力をつけるために水泳を始めたことをきっかけにスポーツに興味を持つようになり、シドニーパラリンピック大会を見ました。活躍する選手たちの姿を見て、自分もパラリンピックに出たいと憧れを抱くようになり、知人に勧められアーチェリーを始めました。雨風などにさらされる厳しい環境でも力を発揮するためには、練習や試合で身に着けた感覚が必要で、大胆に見える一方で、とても繊細な技術が求められます。

私が理事長を務めている東京都身体障害者アーチェリー協会は、東京2020パ

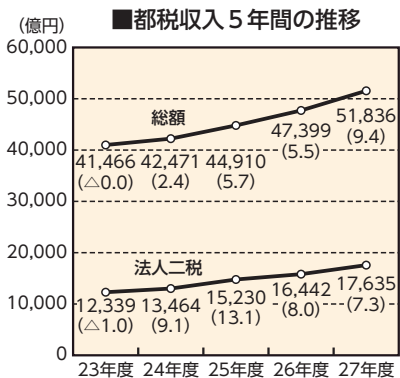
ラリンピックに向けた強化事業として都から助成を受け、練習会や講習会などを行っています。税金を使って支援してもらってからこそ、サポートする選手の基準を明確にするなど、しっかりとした目標を設定し、厳しく取り組めるという良い面があり、今後も継続して行政のサポートが受けられると良いと思います。

また、税金について、どのような事業にどのくらい使われているのか、去年と今年で使い方がどのように変わったのか。そういったことが分かりやすくなると、税金をより身近に感じ、理解しやすくなると思います。

## お知らせ

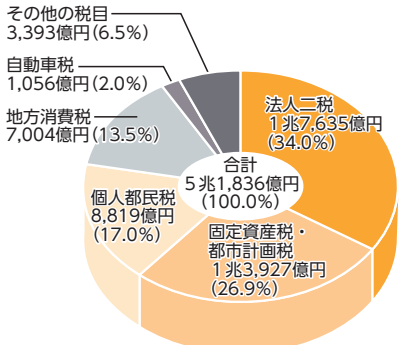
### 平成27年度 都税収入決算

緩やかな景気回復基調が続いたことに加え、地方消費税率引上げの影響等により、都税収入は4年連続の増収となりました。



※1 ( )内は対前年度増減率(単位:%)です。  
※2 法人二税とは、法人事業税・法人住民税を示します。

### 平成27年度 都税収入決算額の内訳(税目別)



(注)各項目の計数については、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあります。

## まこみなの「税と社会のダイジなハナシ」PR動画を公開!

若年層に向けて税と社会の関わり、税の役割を広くお伝えするための動画「税と社会のダイジなハナシ」を9月上旬より主税局HPにて公開します。

中高生の間で大人気の“まこみな”がオリジナルソング「税のうた」に合わせて、話題の双子ダンスを披露しています。ぜひご覧ください。



動画はこちらからもご覧いただけます!



## ご案内

### 外国語版都税パンフレット配布

都税を中心に、税金についてわかりやすく説明した「ガイドブック都税2016」の外国語版(英語・中国語・ハングル)を発行します。

9月中旬から各都税事務所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階北

側)などで配布、HPからもご覧いただけます。

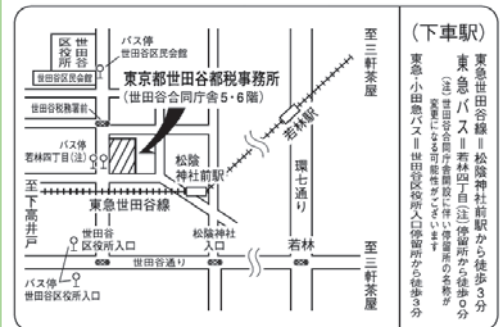
### 世田谷都税事務所の移転

10月11日(火)から世田谷都税事務所が新庁舎に移転します。

移転前(仮庁舎) 10月7日(金)まで  
〒158-8622 世田谷区玉川 1-20-21 ☎03-3708-7020

移転後(新庁舎)  
〒154-8577 世田谷区若林 4-22-13 世田谷合同庁舎5階・6階 ☎03-3413-7111

お問合せの際は、お間違えのないよう、ご注意ください。



### 編集後記

今月号の表紙は、都の災害対策の一つである防災訓練の様子を掲載しています。また、3面では、都民のみなさまの防災・減災への取組を支援する「固定資産税の減免制度」をご紹介します。難しく感じられやすい減免制度について、分かりやすくお伝えできていれば幸いです。(T)